

# 保育所等の利用申込に関する確認書

\*内容をご確認いただき、□にチェックしてください。

## 【申込みについて】

<input type="checkbox"/>	・「保育所等利用案内」の内容を十分に理解したうえで、申込みをします。
<input type="checkbox"/>	・提出された書類の返却、コピー等は一切できません。育児休業、児童ホーム等の手続などで控えが必要な場合は、提出前にコピー等をしてください。
<input type="checkbox"/>	・希望施設については、必ず見学し、施設の環境、教育・保育方針等を確認したうえで、申込みをします。また、申込児童にアレルギー、食事制限、発達・発育で気になること等がある場合は、施設で対応が可能であることを確認したうえで、申込みをします。なお、希望施設の見学をしていないとき（施設に見学記録がないときを含む）は、利用調整ができない場合があります。
<input type="checkbox"/>	・申請書及び必要書類に記載された内容（記載がない場合を含む）が事実と異なる場合、給付認定及び入所内定を取り消される場合があります。
<input type="checkbox"/>	・申込み後に勤務先や保育を必要とする理由等が変わった場合は、すみやかに就労証明書等の必要書類を提出します。保育所等への入所内定後に保育の必要性の点数が少なくなる場合は、利用調整の公平性の観点から、入所内定を取り消される場合があります。
<input type="checkbox"/>	・保育所等への入所内定後に入所を辞退した場合は、申請を取り下げます（保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要となります。）。 <u>なお、内定した場合、入所を辞退しても保留通知は発行できません。</u>
<input type="checkbox"/>	・保育所等への入所内定後に入所を辞退した場合は、同一年度内の利用調整において、優先順位が下がります。
<input type="checkbox"/>	・転園希望については、保育の実施を受けていない新規申込みを優先します。また、転園は現在利用中の施設の退園とあわせて決定します。 <u>内定した転園先を辞退すると利用できる施設がなくなります。</u>
<input type="checkbox"/>	・入所後、お子様が環境に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間については、お子様によって個人差がありますが、おおよそ2週間程度かかります。 <u>なお、入所日より前に慣らし保育をすることはできません。</u>

## 【利用調整について】

<input type="checkbox"/>	・入所希望月の申込締切日までに提出された申請内容に基づき、保育の必要性を保育所等利用調整基準により点数化し、優先順位を決定して利用調整を行います。申込み順に入所が決まるわけではありません。
<input type="checkbox"/>	・希望施設を変更する場合は、必ず見学し、申込締切日までに申し出てください。 <u>なお、4月2次の利用調整については、令和6年2月9日まで希望施設の変更を受け付けます。</u>
<input type="checkbox"/>	・令和6年4月の入所が内定した方で、令和6年3月の利用申込をしている場合、4月の入所が内定した施設のみの利用調整となります。
<input type="checkbox"/>	・利用調整において保留となった場合、年度内に限り、翌月以降も継続して入所調整を行います。なお、保留通知は最初の利用調整月のみ送付します。 <u>また、翌年度の入所は別途申込みが必要です。申込みの受付期間にご注意ください。</u>

### 【その他】

<input type="checkbox"/>	<p>・入所後、定期的に保育の必要性（保護者の就労実態等）について継続して調査を行います。保育の必要性が確認できない場合、退園となります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・育児休業から復帰するために申込みをする場合 入所翌月の14日までに復帰し、その月の末日までに復職証明書を提出してください。14日までに復職していない場合は、新しい就労先が決定していても原則退園となります。<u>そのため、派遣社員の方で育児休業を取得されている方は、同じ派遣元からの派遣先へ復職する必要があります。</u></p>
<input type="checkbox"/>	<p>・就労見込みの証明書を提出して入所した場合 入所月の月末までに就労を開始してください。就労時間等が申込み時より少なくなり、保育の必要性の点数が少なくなる場合は、利用調整の公平性の観点から、原則退園となります。なお、令和6年4月に入所した方は、令和6年5月10日までに改めて就労証明書を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・妊娠・出産期間に入所した場合 申込み時の入所理由にかかわらず、妊娠・出産の期間中に入所した場合は、出産日の8週後の月末で退園となります。引き続き、求職活動、育児休業などでの利用はできません。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・「求職活動」要件でお申込みの方 入所した月を含めて2か月以内に就労し、就労証明書を提出してください。2か月以内に就労ができない場合は、退園となります。</p>

### 【希望者のみ】

下記項目に☑した場合、利用調整の優先順位が下がります。

<input type="checkbox"/>	<p>・希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。</p>
--------------------------	---

保護者署名欄	以上のことを確認（同意）のうえ、保育所等の利用申込を行います。
	年 月 日
	申込児童氏名 _____ 保護者氏名 _____